

韓国知的財産ニュース 2020年3月前期

(No. 410)

発行年月日：2020年3月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「2020年度業務計画」を発表
- 2-2 韓国- EU 商標分野の審判院長会議も映像で

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 ここ10年間、マスクのデザイン登録出願が11倍以上増加

その他一般

- 5-1 ETRI、国際標準特許871件確保、標準活動をリード
- 5-2 e-ラーニング・コンテンツ「特許情報調査、こんな時に必要」青年創業・就業支援

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、「2020年度業務計画」を発表

韓国特許庁 (2020. 3. 11)

誰でも知的財産に直接投資する新 IP 投資市場を創出

韓国特許庁は3月11日(水曜)、知的財産で新たな産業・経済的価値を創出するための、「2020年度業務計画」を発表した。

今回の業務計画は、2019年の成果に至らなかった点に対する反省をもとに、知的財産市場を本格的に展開するための計画を含んでいる。

1. 2019年度の主要推進成果

・(主要成果) 2019年には、日本の対韓輸出規制という国家的危機を克服し、技術自立を達成するための特許庁の役割が目立った。

- 輸出規制の3大品目に対する速やかな IP-R&Dにより、中核・代替技術の確保および特許回避の設計方法を提示して技術国産化を支援し、特許ビッグデータ分析を通じて産業分野別に有望な技術を発掘し、政府の産業政策と R&D 事業に反映するなど、有意義な成果が得られた。

※日本の3大輸出規制素材および中核品目(20+α)の35課題における迅速な IP-R&Dの支援

・(バイオヘルス)「ゲノム分析基盤の精密医療サービス」の場合、主要国のなかで韓国出願のみ大幅に減少する異常信号を発見 → 規制が産業発展を阻害している状況
・(次世代電池)「リチウムイオン二次電池」分野における中国の出願件数が急増し、2021年に韓国を逆転すると予想 → 特許分析で全固体電池など、将来の有望な電池分野を発掘

・知的財産市場分野でも、IP 投資・融資支援を大幅に拡大した結果、「IP 金融 1 兆ウォン（※）時代」を切り開き、特許共済事業を成功裏に立ち上げる（※※）など、知的財産市場の活性化に向けた礎を築いた。

※IP 金融規模：（2017 年）6,871 億ウォン→（2018 年）7,632 億ウォン→（2019 年）13,504 億ウォン

※※事業開始（2019 年 8 月）約 2 ヶ月ぶりに年間目標（1,040 社）突破（2019 年 1,409 社）

- さらに故意的な特許侵害の際、3 倍賠償制度を施行（2019 年 7 月）し、知的財産の保護への新しい道を開き、韓流に便乗する企業、商標ブローカーなどといった K-ブランド侵害にも積極的に対応するとともに、五庁長官会合（IP5）（2019 年 6 月、韓国松島）および韓-ASEAN 特許庁長官会合（2019 年 11 月、韓国釜山）の開催、UAE・サウジアラビアへ特許行政サービスを輸出するなど、グローバル協力と新韓国型知的財産環境づくりのために努力してきた。

・国民の立場に立った高品質な審査のために、開庁して以来、初めて融合複合技術審査局を新設するなど、審査インフラも拡充した。

・（改善すべき点）IP 担保融資など初期段階である IP 金融は、ある程度は形を整えてきているが、本格的な知的財産投資への拡散はまだわずかであり、損害賠償額の実質化に向けた法律案改正が不発に終わったことにより、まだ真の知的財産保護の時代を迎えてはいない。

2. 主要推進課題

・2020 年度には、

- 1) 特許ビッグデータの活用を産業全般に拡大
 - 2) 知的財産に直接投資する新 IP 金融投資市場を開拓
 - 3) 真の知的財産保護に向けた法令整備
 - 4) スタートアップのクリエイティブなアイデアを保護する制度の新設など産業革新支援に集中し、
- 知的財産市場の花が満開するよう取り組んでいきます。

ア. 知的財産で国家技術競争力を強化する

(1) 特許基盤の研究開発 (IP-R&D) を行い、技術自立の方向を提示する。

- 日本の対韓輸出規制の中核品目に関わる R&D (500 課題) に、IP-R&D を全面的に実施し、一定規模以上の素材・部品・設備の R&D に対する IP-R&D の制度化を推進する。
- それとともに「特許戦略の拡散支援センター」を運営し、企業自らの IP-R&D 遂行に向けたソリューション開発・教育などへの支援を強化する。

(2) 政府・民間の R&D に 4 億 3,000 万件の特許ビッグデータの活用を拡大する。

- 関係部処と協力し、企画・R&D・管理など政府が行う R&D の全過程に特許ビッグデータを活用する体系を構築する。
- また、「国家特許ビッグデータセンター」を設置し、政府・民間のニーズに合わせた分析結果を随時提供する。それにより、業界別の有望技術を発掘 (※) し、感染性疾患など社会懸案に対する技術的な解決策も提示する。

※ (2020 年) 5 大産業分野分析 → (2022 年) 27 大産業分野に拡大

(3) 産業トレンドと技術発展の方向を分析して、審査品質を向上する。

- スタートアップの事業に必ず必要とするクリエイティブな発明・アイデアを権利として速やかに保護するために、特許とは異なる新たな制度を導入する。

※特許取得が難しい小発明・アイデアを保護するために、実用新案制度の全面改編

- 審査チーム単位で産業・特許動向を分析して審査政策 (※) を確立し、産業イノベーションを支援するために、1) Free-Type 出願サービスの実施、2) 特許一部分割出願制度、3) 商標部分拒絶制度の導入 (※※) などの制度を改善する。

※ (例) 特許技術の水準、商標トレンド分析などに従って審査基準を柔軟に適用

※※1) 出願日先取りのための論文・研究ノートなどを形式の制限なしに、そのまま出願

2) 審判の審決後訴えの提起期間内の登録可能な部分だけを選別・出願

3) 商標出願時指定商品のうち、拒絶理由がない商品のみ先に登録

- 融合複合技術の 3 名での協議審査の拡大、難易度の高い技術・事件種類別の専門担当の審判部を指定するなど、審査・審判の品質を高め、AI 画像検索 (※)・機械翻訳などの人工知能を審査に積極的に活用する。

※ AI が図形商標およびキャラクター画像の特徴を学習し、類似度の高い先行画像を検索

イ. 新しい経済的価値を創出する知的財産の市場を造成する。

(4) 知的財産を投資資産とする、新しい IP 金融投資市場を開拓する。

- 民間公募型の IP 投資ファンドや IP クラウドファンドなど、投資家の投資スタイルに合った新しい形態の IP 直接投資ファンドの組成を支援し、民間資本の冒険投資を誘導するために、2020 年に 2,200 億ウォンのファンド・オブ・ファンズを造成して、IP 直接投資ファンドへの支援などに活用する。また、専門知識を持った IP サービス企業が収益化を代行する IP 信託業の新設、知的財産金融センターの設置など、民間 IP 投資インフラも強化する。

- さらに、回収専門機関（※）の発足、IP 担保融資の取扱銀行の拡大、ベンチャー企業向け IP ファンドの組成（2,200 億ウォン）など、IP 基盤の資金調達支援を強化し、民間 IP 取引機関の信頼性・自立力を高めて IP 取引市場を活性化することができるよう、「官民協力型知的財産取引プラットフォーム」を構築する。

※銀行の担保回収リスクを軽減するために、債務不履行の際には担保 IP を買取・収益化

(5) 知的財産保護体系を強固にし、侵害と不当利用を根絶する。

- 3 倍賠償制度を商標・デザイン侵害に拡大し、権利者の生産能力を超える損害についても賠償を受けられるよう損害賠償額を現実化する。さらに、侵害発生の際には権利者立証の負担を軽減し、紛争を早期終結するために「韓国型ディスカバリー」制度を導入する。

- 不正競争行為での職権調査を拡大して技術奪取に積極的に対応し、K-POP など韓流エンターテインメントの知的財産保護活動（※）を強化しつつ、商標使用料の騙取などのような知的財産を不当に利用する慣行を防止するために制度的な改善方策を設ける。

※協会・エンターテインメント会社の IP に対する認識向上、偽造商品の合同取り締まり・指導および企画捜査など

(6) 誰でも知的財産で創業できる段階別の支援体系を構築する。

- 特許審査官、市場専門家がイノベーション的な特許のスタートアップを発掘し、官民協業によるスタートアップ保育（インキュベーター）、投資誘致機会などを提供し（約100件）、創業（IP ディディムドル（礎）、930件）・成長（IP ナレ（翼）、643社）・苦情解決（IP 即時支援、ウリ産業団地特許チーム）などの段階別の支援体系を構築する。

- IP 基盤の創業を支える、IP サービス業を育成するために、ビジネスモデル・コンサルティングおよび IP サービスの開発を支援（IP サービス R&D、10 課題）する。

ウ. 知的財産により韓国の輸出企業保護を強化する。

(7) 韓国輸出企業のための海外知的財産保護体系を高度化する。

- 韓流関連の侵害が多く、知財権保護レベルが低いフィリピンに IP-DESK を新設し、政府間知財権保護協議体（※）を拡大・定例化する。

※（2019年）韓-越→（2020年）韓-泰、韓-印尼など

- 中国・ASEAN などでの侵害行為モニタリング（※）を強化し、「海外 K-ブランド侵害申告センター」を設置して被害届および対応を支援する。

※（偽造商品）東南アジアの電子商取引業者と協力し、偽造商品の掲示物を削除（商標無断先取り）中国（月2回）、ベトナム・タイ（隔月）に対するモニタリング対象・頻度の拡大

（韓流便乗企業）店舗・営業形態のモニタリング（年2回）後、被害企業の共同対応を支援

(8) グローバル市場進出に向けた海外特許確保を積極的に支援する。

- 中小・ベンチャー企業の海外特許に対する費用負担を軽減するために、IP プロジェクト投資など、IP ファンドを拡大（※）して特許バウチャーの規模も拡大する。

※ IP プロジェクト投資ファンド：（2019年）125億ウォン→（2020年）200億ウォン
IP 創出・保護費用義務割当の対象のファンド：（2019年）450億ウォン→（2020年）2,200億ウォン

- 知的財産競争力を持つ有望な輸出中小企業のなかで、「グローバル IP スター企業」を選定して3年間知的財産総合サービスを支援し、グローバルヒット商品を創出するためにブランド・デザイン・特許融合戦略および海外進出に特化された IP-R&D を支援する。
(21 課題)

※グローバル IP スター企業育成：(2019 年) 570 社→ (2020 年)、700 社

(9) 韓国企業に友好的なグローバル知的財産環境を造成する。

- 新南方国家、中東など新興国を対象にした IP コンサルティング、特許行政情報システムの構築、審査官教育などを行い、韓国型知的財産システムを拡散し、速やかな海外特許取得ができるよう特許効力認定協力(※)も積極的に推進する。

※韓国で登録した特許は、当該国で別途審査をせずに、すぐ登録する制度：(2019 年)カンボジア→ (2020 年) ラオス、ブルネイ→ (2021 年) その他の ASEAN

- 先進国とともに特許共同審査、第四次産業革命分野の審査基準の国際調和などを通じて共助を強化しながら、商標・デザイン分野の国際会議(※)を開催してグローバル懸案に対する議論をリードする。

※日韓商標専門家会合および高官会合(3月)、中・日・韓デザインフォーラム(10月)

3. 期待効果

- 今回の業務計画に基づき、全ての政策能力を結集すると、

- ・政府および民間の R&D に特許ビッグデータを積極的に活用することにより、R&D の効率を高めて国家技術競争力を効果的に強化し、
- ・知的財産が新たな金融投資対象として浮上することにより、市場の流動資金が知的財産を通じて、産業界に流入され、新しい経済的価値と雇用を創出することになると期待しており、
- ・海外特許確保および海外知的財産保護を強化し、知的財産で武装した韓国輸出企業のグローバル市場への進出が、より活性化すると期待している。

- 特許庁長は、「2019 年は、知的財産市場の活性化に向けて礎を築いた年であり、2020 年は知的財産生態系のイノベーションを通じて知的財産の産業・経済的価値を最大化する一年になる」とし、「新型コロナウイルスなどのため不安な経済状況が続いているが、知的財産からイノベーション成長の道を探し、IP 金融投資など新知的財産市場を推進エンジンにして、韓国がグローバル技術大国に飛躍できるよう最善を尽くしていく」と述べた。

2-2 韓国- EU 商標分野の審判院長会議も映像で

韓国特許庁 (2020. 3. 11)

韓国の特許審判院は、2020 年 3 月 11 日 (水曜) に EU 商標審判院と審判協力の拡大および審判品質の向上に向けた映像会議を開催する。

今回の映像会議は、両国 (※) の審判院のリーダーが参加し、協力拡大の方策と審判品質の向上のための重要争点および主要事例を中心にした発表とディスカッションが行われる。

※ (韓) 特許審判院、(EU) 商標審判院

「韓-EU 商標審判院のビデオカンファレンスの概要」

- ・日時/場所：2020 年 3 月 11 日 (水曜) 17 時～19 時、特許審判院大審判廷
- ・参加者：両国の審判院長 (※)、両国の審判長 (※※) および関係者

※韓国特許審判院長、EU 商標審判院長

※※韓国審判 11 部の首席審判長、EU 商標審判院 2 部の審判長、EU 商標審判院 1 部の審判長

・発表プログラム

- (韓国) ①口頭審理 ②証拠調べ ③周知・著名商標 ④両国の審判協力の拡大策
- (EU) ①調停制度 ②口頭審理 ③EUIPO の国際協力の現況

具体的に両審判院は、口頭審理および証拠調べ、周知・著名商標、調停・和解制度について発表し、より深いディスカッションも行う予定である。

また Q&A を通じて韓国側では、EU 商標審判院の

- (1) 著名商標に関して、大手企業の子会社が親会社の商標を出願する際の審査基準
- (2) EU 商標審判院の口頭審理
- (3) 2～3 人の証人を申請する場合の証拠力認定

- (4) 事実確認書、税金計算書に対する証拠力認定の可否
 - (5) インターネット検索資料の証拠力認定の可否
- について質疑し、

EU 商標審判院は、特許審判院の

- (1) WIPO 商標規範実施の可否
- (2) 特許審判院の海外有名商標に対する保護方法
- (3) 商標審判での消費者調査の割合
- (4) 当事者事件の場合、事件管理会議開催の可否
- (5) 映像口頭審理の有用性および効率性

を質疑するなど、主要争点について議論する時間を持つことになる。

特許審判院はこれからも、審判分野における国際協力の需要増加および効率的な国際協力の活性化のために、映像会議を増やしてく予定である。特に最近の新型コロナウイルスのような事態に備え、特許審判院の映像会議システムを積極的に活用する計画である。

今回の映像会議に対する内容については、審判政策課の国際協力担当者 (+82-41-481-5282) に問い合わせれば良い。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 ここ10年間、マスクのデザイン登録出願が11倍以上増加

韓国特許庁（2020.3.4）

呼吸器疾患・PM2.5の影響、審査処理を10日前後に短縮

韓国特許庁によると、ここ10年（2010～2019年）の間、マスクデザインの平均出願増加率が43.2%と非常に高くなったと発表した。

出願件数を期間別に分析すると、新型インフルエンザ（H1N1）が流行した2009年からPM2.5予報開始以前の2013年までは、わずかな増減が続いてきたが、その後、PM2.5の

有害性に対する認識拡大と 2015 年マーズ（中東呼吸器症候群）の発生などによりマスクの出願が持続的に増加しており、特に、2019 年の 1 年間で計 815 件が出願され、2018 年の出願（261 件）に比べて 212.3%という高い出願増加率を見せた。

これは最近、世界中の健康を脅かしている、コロナ 19 のような呼吸器疾患と PM2.5 の有害性に対する認識が拡大され、ますます進化する交通手段の発達により全世界が地域化されるにつれ、マスク輸出などの関連産業の成長に伴い、関連デザイン出願も活性化していると見られる。

その他、第四次産業革命に関連する VR・AR 機器の登場と個人の趣味を重視する消費者の生活パターンの変化もマスクデザインに反映され、出願件数の増加に影響を与えたと推定している。

出願人累計別の出願件数を見ると、個人出願が 1,327 件（63.8%）で最も多く、中小・中堅企業が 602 件（29.0%）、外国人（法人を含む）が 96 件（4.6%）の順となっている。

審査類型別に 10 年間の出願件数を見ると、一部審査登録出願（※）の対象件数が 78.4%（1,630 件）、審査登録出願の対象件数が 21.6%（449 件）で、大体のマスク出願デザインは一部審査登録出願で処理されることが分かった。

※デザインの流行周期が短く、模倣しやすい物品（衣類、繊維類など）に対するデザイン出願のため、方式審査と登録要件の一部のみ審査し、早期に権利を付与している

これに関して特許庁では、2019 年 12 月から一部審査登録出願の対象物品を速やかに審査するため、審査処理期間を従来の 60 日から 10 日前後に大幅に短縮しており、マスクのデザイン出願件に対する迅速な権利化にも役立つと予測している。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「最近、国民の衛生・防疫マスクへの関心度がこれまで以上に高い」とし、「これからも継続的にマスクのデザイン出願件を迅速に審査して、速やかな権利化につなげて最終的には国民の健康にも役立つことができるように最善を尽くしたい」と述べた。

その他一般

5-1 ETRI、国際標準特許 871 件確保、標準活動をリード

韓国電子通信研究院 (2020. 3. 11)

2019 年に国際標準特許 43 件確保、国際標準も 39 件制定
ETRI 特許を反映した寄書 21 件、新規で国際議長団 61 席を確保
市場ニーズを反映し、オープンソース並行プロセスの強化を推進

韓国の研究グループが、第四次産業革命技術に関連する特許を多数開発し、国際標準化活動を広げて ICT 産業をリードするために努力している。

韓国電子通信研究院（以下、ETRI）は 2019 年の 1 年間、国際標準特許 43 件を確保することにより、累積の国際標準特許件数が 871 件に達したと発表した。その他、国際標準制定 39 件、ETRI 国際標準特許を反映した寄書 21 件、国際議長団 61 席を新規確保し、韓国内の機関のなかで最高レベルの標準化実績を記録した。

R&D 過程により特許を確保し、それを国際標準にする努力の重要性がますます高まっている。新しい標準と技術を一度使い始めると、他の技術に置き換えることが難しくなり、ロックイン効果（注 1）が発生し、それによる波及効果が大きいからである。標準化活動が「銃声なき戦争」、国際標準特許が「金の卵を産むガチョウ」に例えられる理由である。

これまで ETRI は、移動通信、放送通信、モノのインターネット（IoT）分野など、ICT 融合技術分野において韓国内の市場のニーズに応えながら、国家レベルの標準化対応を着実に遂行してきた。特に研究院は、韓国企業および技術が新規市場に進出して競争力を備える基盤を設けるための標準化活動に集中している。

このように研究院が確保した国際標準特許には、5G 移動通信分野が最も多く、例年に比べてビッグデータ、クラウド、人工知能分野でも増加傾向を見せた。さらに、人工知能、ブロックチェーン、クラウドコンピューティング、モノのインターネット、スマート製造、デジタルツイン、スマートシティなど、さまざまな応用、サービス分野の中核技術を国際標準化することに成功した。

ETRI は 3GPP（移動通信標準化技術協力機構）、IEEE（米国電気電子技術者協会）、W3C（ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム）、OCF（オープン・コネクティビティ財団）

など ITU、ISO などを含むさまざまな団体で活動したデファクトスタンダード（事実上の標準）化の実績も高めた。

デファクトスタンダード化の活動とは、実際に市場のニーズを満たす規格を作る活動であり、グローバルメーカーのようなプロバイダと通信事業者や一般ユーザーのような消費者の両方への影響力が非常に大きい。

これにより研究院は人工知能など、新たに浮上する技術分野で注目すべきデファクトスタンダード化の機構やフォーラムなどを発掘し、早期に参加することにより実質的な成果を収めようと努力している。

また、最近のデファクトスタンダード化の活動は、オープンソース並行で開発され、速やかな検証、普及による市場活用性を最大化する雰囲気である。それに加え、ETRI は標準統括組織である標準研究本部を中心に R&D-オープンソース-標準化の連携体系をより強固にし、標準の市場価値を最大化する「立体的標準化」を導き出すという戦略を立てている。

ETRI の標準研究本部長は、「当研究院は、2020 年をデファクトスタンダード化の活動をイノベーション的に強化する元年とし、新たな ICT の未来を準備して先手を取る前進基地の役割を果たす」と述べた。

今後の研究院は、連携機関と緊密に協力しながら、需要者と国民の便益のための標準化活動を強化し、韓国内の技術力と標準の価値を最大化するという計画を明らかにした。

（注 1） Lock-in effect: 特定製品やシステムがもたらす、関連製品および他のサービスの選択を制限する現象

[参考] ETRI3 ヶ年の国際標準関連における実績現況

1. 国際標準特許

→国際特許のなかで特許権利が国際標準に反映され国際標準特許ではない通常の国際特許に比べて権利の行使が強力な特許実績確保の現況

年度	2017 年	2018 年	2019 年	計
件数	81 件	56 件	43 件	180 件

2. 国際標準

→国際標準を主導的に開発し最終発行した実績

年度	2017年	2018年	2019年	計
件数	29件	33件	39件	101件

3. 国際標準特許を反映した寄書の現況

→国際特許の主要発明内容（権利項）を提出し、最終発行された国際標準に反映した標準寄書の実績

年度	2017年	2018年	2019年	計
件数	50件	43件	21件	114件

4. 国際標準関連の新規国際議長団

→国際標準化機構での会議主宰や、国際標準は開発文書の発行までの文書内容を管理し、メンテナンスする責任者または、その役職を国際議長席と通称する

年度	2017年	2018年	2019年	計
座席数	91席	70席	61席	222席

5-2 e-ラーニング・コンテンツ「特許情報調査、こんな時に必要」青年創業・就業支援

電子新聞（2020.3.12）

韓国特許庁の国際知識財産研修院が青年創業と就業支援のために、e-ラーニング・コンテンツ「特許情報調査、こんな時に必要」を開発してサービスを開始する。

一般人も簡単に特許情報を収集・分析し、就職や創業、新製品の開発などに活用できるようにするコンテンツである。

当プロセスは、大きく「青年編」と「中小企業編」に構成されている。

青年編は、関心のある分野の技術動向や就業を希望する企業の技術開発現況などを調査したい場合、特許情報を活用する方法を紹介する。

中小企業編は、特許情報を分析し、既存の特許を侵害せず空白領域の技術や周辺技術を利用して新製品を開発する戦略が盛り込まれている。

特許が初めての人のために日常生活でのさまざまな発明事例をウェブトゥーンやドラマ形式で説明しており、学生、中小企業の特許担当者にも大きく役に立つと期待している。

当コンテンツは、YouTube で「特許情報調査、こんな時に必要」を検索するか、国家知識財産教育ポータルで誰でも無料で受講することができる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「特許情報は、技術の重要な流れを把握して分析することにおいて、非常に重要な資源である」とし、「今後も就業や創業を準備する青年と新製品開発について悩んでいる中小企業の苦情を解決できる『相手の立場に立って考えたコンテンツ』を持続的に開発する」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム